

平成22年度 事業評価（事業活動記録）

事業No. 217

所管部局	福祉部	所管課	社会福祉課	担当者名	小越 清美
事業名	障害者等手当給付事業			事業分類	ソフト事業
細事業名	障害者等手当給付事業			政策体系	146
会計	一般会計	科目	3. 民生 - 1. 社会 - 3. 障害		

1. 事業の概要

日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度障害者に手当を支給する。

2. 事業の目的と必要性

①施策で目指す目標との関連付け

在宅の障害者(児)に対して、所得保障の一環として障害によって生ずる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一部として手当を支給する。

②事業を実施する必要性

在宅の障害者(児)に対して、所得保障の一環として障害によって生ずる精神的、物質的な特別の負担の軽減できる。

3. 事業費の推移

	単位	平18決算	平19決算	平20決算	平21決算	平22予算	平23計画	平24計画
決算額または計画額	千円	8,165	8,751	9,377	9,523	9,971	9,699	9,699
うち一般職・嘱託職・臨時職の給与および共済費等	千円	0	0	0	0	0	0	0
財源内訳	使用料・手数料等	千円	0	0	0	0	0	0
	国・府支出金	千円	0	0	0	7,174	7,478	7,274
	地方債	千円	0	0	0	0	0	0
	一般財源	千円	8,165	8,751	9,377	2,348	2,493	2,425
職員等の従事人員	人/年	—	—	0.05	0.05			
人件費	千円	—	—	371	414			
事業費総額	千円	—	—	9,748	9,937			

※事業費を要しない場合は「0」、事業を実施しない場合は「空白」で表示。
 ※千円未満を四捨五入し表示しているため、合計等が一致しない場合がある。

4. 主な事業費の内訳

経過的福祉手当	517,680円
障害児福祉手当	2,976,660円
特別障害者手当	6,028,320円

5. 事業結果の概要

日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度障害者に手当を支給した。

6. 活動の詳細

活 動 内 容	活動日又は時期	活 動 結 果 等
(1) その他		
年に4回の手当支払業務、新規申請の場合は認定事務、年に一回の所得状況調査。	認定事務:随時、支払事務:5.8, 11, 2月、所得状況:7月	支給対象者:162人事業費:10,689,000円

7. 所属長評価 [平成20年度から改善した点、今後の展開など]

制度の周知徹底と認定事務等について議論した。
障がいによって生ずる精神的・経済的な負担軽減を図る事業として必要である。
今後も継続して実施する。(経過的福祉手当は月額14,380円、障害児福祉手当は月額14,380円、特別障害者手当は月額26,440円で、年4回の給付)

【参考】過年度の評価

■平成21年度の所属長評価

- ①有効性・効率性を向上させるため、担当職員と議論を重ねた点
制度の周知徹底と認定事務等について議論した。
- ②当該事業のアピール事項
経過的福祉手当は月額14,380円、障害児福祉手当は月額14,380円、特別障害者手当は月額26,440円で、年4回給付する事業である。
- ③反省点、今後の展開・方向性等
障がいによって生ずる精神的・経済的な負担軽減を図る事業として実施する。